
通信ログ保存の対応について

NTT
docomo

2025年 3月 27日

1. ログ情報の種類及び保存期間
2. 照会への標準対応期間
3. ログ保存期間の考え方等

1. ログ情報の種類及び保存期間

	保持有無	保持情報	保存期間
(1) 利用者情報	有		
(2) 接続認証ログ	有		

構成員限り

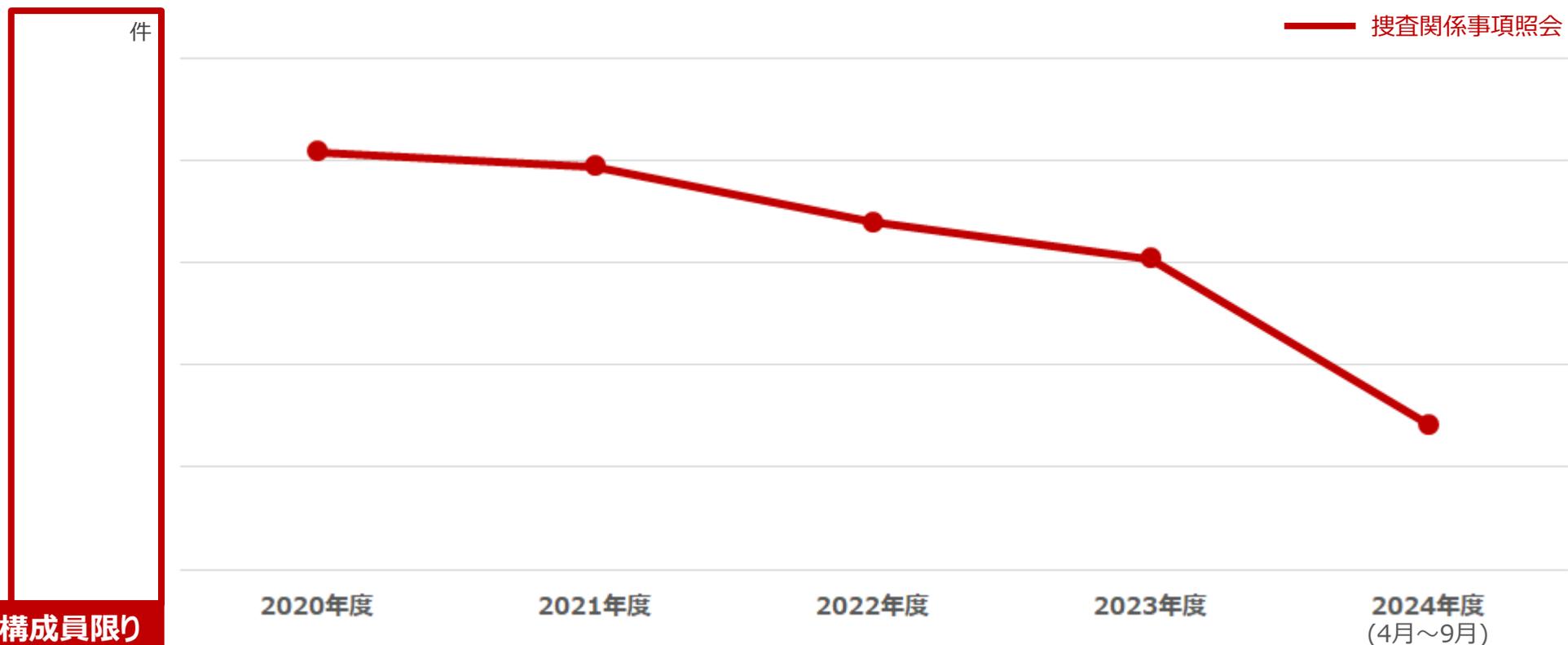
2. 照会への標準対応期間（捜査関係事項照会）

(1) 利用者情報

【照会対応の有無】有

【情報開示までの標準対応期間】1～5営業日

【対応件数の推移】



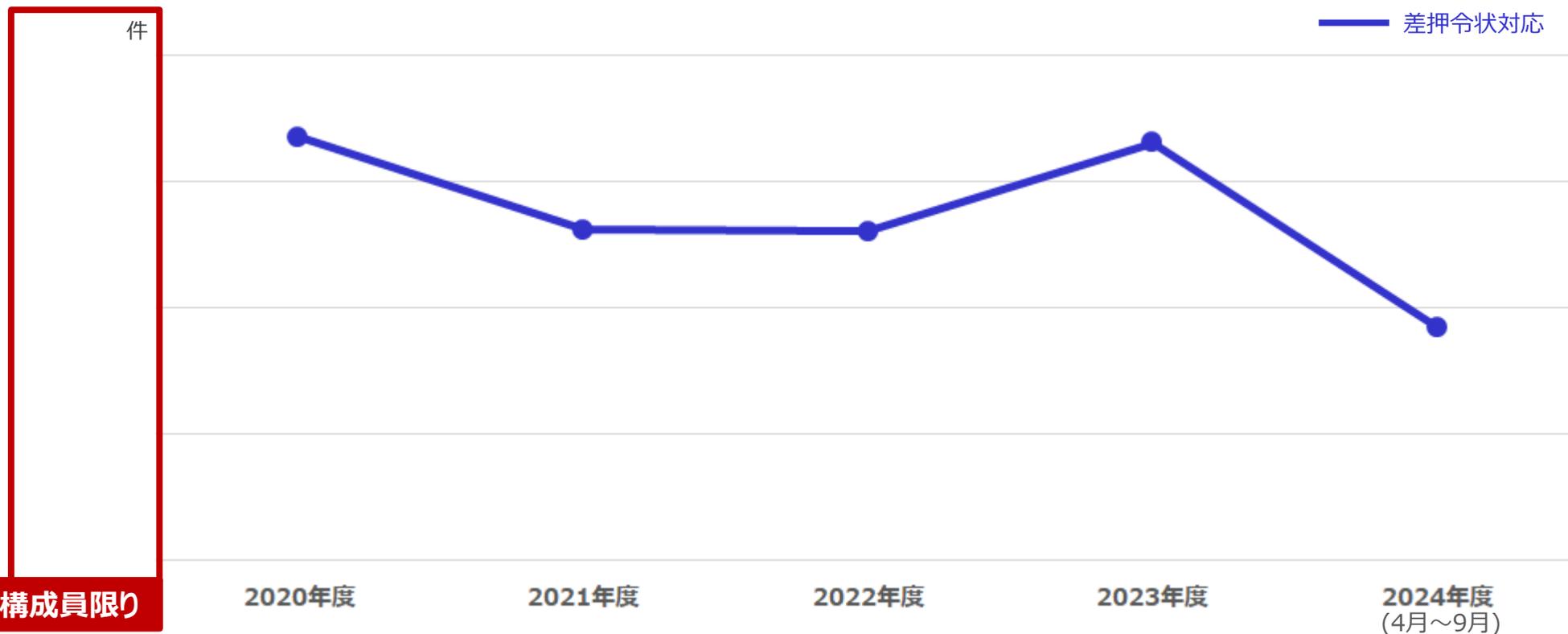
2. 照会への標準対応期間（差押令状対応）

(2) 接続認証ログ

【照会対応の有無】有

【情報開示までの標準対応期間】2～3週間

【対応件数の推移】



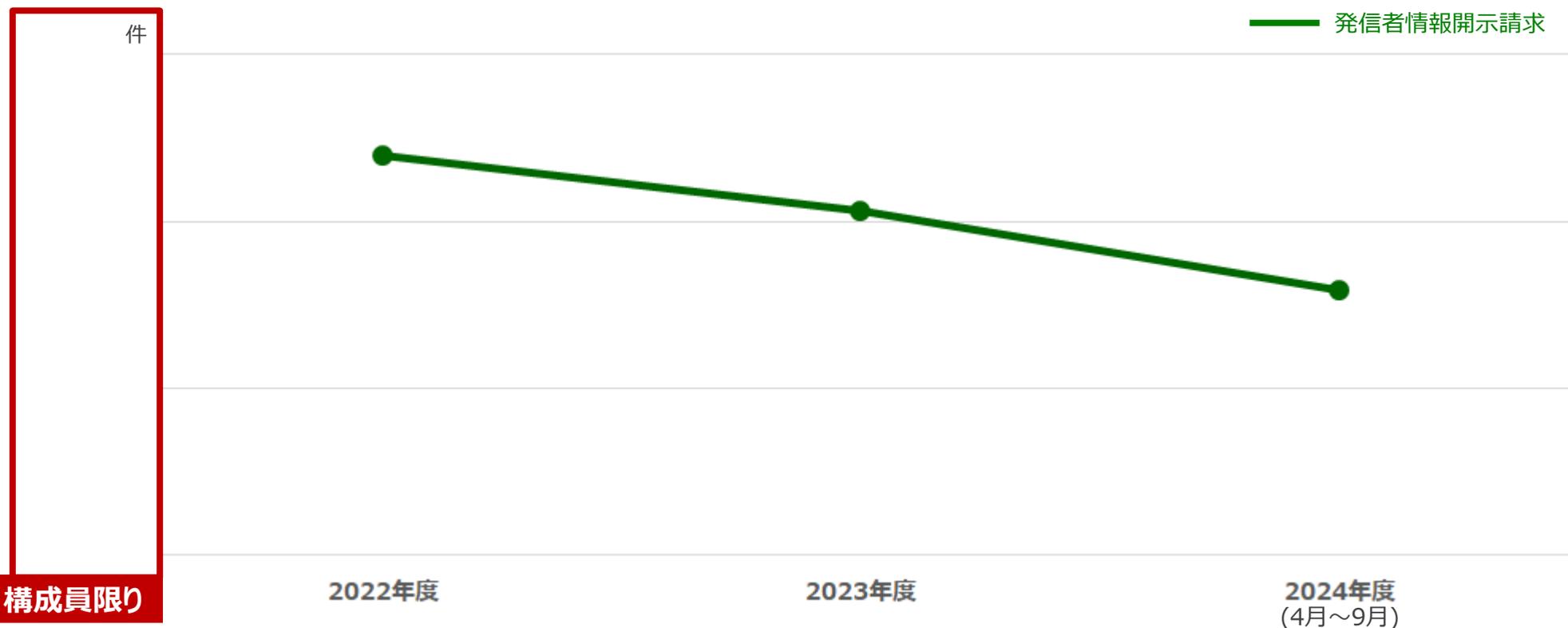
2. 照会への標準対応期間（発信者情報開示請求）

(1) 利用者情報

【照会対応の有無】有

【情報開示までの標準対応期間】1.5～2か月

【対応件数の推移】



3. ログ保存期間の考え方等

(1) 現在の保存期間を定めている理由

- 現状、総務省個人情報保護GLにて通信ログ保存期間の上限*について規定
* インターネット接続サービスにおける接続認証ログは、一般に6か月程度の保存は認められる
- 総務省GL及びその他法令規定を踏まえ、かつ業務上必要な期間を考慮のうえ保存期間を設定

(2) 保存期間の延長可否

【延長可否】

業務上必要な期間での設定のため、現時点では延長は検討していない

【理由】

- 業務目的以外でログ保存期間を延長する場合、総務省にて保存目的及び対象ログ情報の明確化が必要
- ログ保存期間を延長する場合、サーバ増設等のシステム対応が必須となるため、最低1年以上の準備期間が必要
- ログ保存期間延長に伴うコスト(システム開発及び維持、お客様周知 等)は、国費等での負担を要望

(3) 開示業務における課題

- 捜査機関等からの照会件数は横ばい又は減少傾向にあり、現状適切に対応
- 発信者情報開示請求の対応業務が多岐(裁判外、非訟、訴訟等)にわたり、人材育成の面で時間を要する

3. ログ保存期間の考え方等

総務省個人情報保護ガイドライン解説 5-1-1 通信履歴の記録

いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去(通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、該当しない部分について個人情報の本人が識別できなくすることを含む。)しなければならない。また、保存期間を設定していない場合であっても、記録目的を達成後は速やかに消去しなければならない。

保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきである(※)

(※) 例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ(利用者を認証し、インターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録)の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、電気通信事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容される。

刑事訴訟法 第197条

3 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない

4 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない